

居場所・サロンづくり事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、なごや・よりどころサポート事業実施要綱第4条第2項の規定に基づき、居場所・サロンづくり事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 この事業は、地域の中で様々な課題を抱えた人を含むすべての地域住民が参加できる場として、参加法人の機能を活かした様々なタイプの居場所やサロンを提供するとともに、ちょっとした困りごとなどを気軽に相談できる場となり、地域住民が安心して暮らしていくことを支援する。

(居場所・サロン)

- 第3条 居場所やサロンは、施設の実情にあわせ、おおむね月1回以上実施し、1回あたり1時間半以上開催するものとする。
- 2 参加対象を問わないが、特定の会等の構成員のみを対象にしたり当該施設利用者のみを対象にするものではないこととする。
 - 3 居場所やサロンにおいては、地域住民が気軽に相談ができるような機会をつくり、必要に応じてその支援にあたりるとともに関係機関につなぐこととする。

(経費)

第4条 居場所やサロンの運営に必要な経費は施設が負担するものとする。ただし、参加者から実費を徴収することができる。

(附則)

- 1 この要領は平成27年10月1日から施行する。